

令和8年度米国バイヤー招へい業務

業務仕様書

令和8年4月
岩手県

令和8年度米国バイヤー招へい業務仕様書

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「発注者」という。）が実施する「令和8年度米国バイヤー招へい業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、発注者が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務名称

令和8年度米国バイヤー招へい業務

2 業務目的

米国において商流を有する商社、輸出入事業者、卸売業者、小売事業者等のうち、加工食品（日本酒・菓子類・乾麺等）または工芸品を取り扱うバイヤーを招へいし、県内事業者との商談等を実施することにより、**県内事業者の海外展開および販路拡大を支援することを目的とする。**

なお、本業務において「米国バイヤー」とは、

- ・ 米国でビジネス活動を行う企業のバイヤーに加え、
- ・ 米国向け商流を有する企業の日本拠点のバイヤーも含むものとする。

※ バイヤーの米国における活動地域は問わないが、ロサンゼルスまたはニューヨークでビジネス活動を行っている企業を優先対象とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

4 委託業務の内容

本業務の内容は次のとおり。

(1) 米国バイヤーの選定・招へい業務等

ア 加工食品又は工芸品の分野で商談の成約が高く見込まれ、米国における販路開拓・拡大につながるバイヤーを選定・招へいし、県内事業者との商談の機会を創出すること。

- ・ 米国バイヤーの人数は計2名以上～5名以内とすること。
- ・ 英語通訳は、発注者において対応するが、バイヤーが日本語・英語以外の言語での通訳が必要な場合は、受託者において手配すること。
- ・ 県内での滞在日数は、県内事業者との商談機会を十分に確保できる日程とし、概ね3日程度を目安とするものとする。なお、滞在期間中には、県内事業者との実質的な商談機会を複数（5～6件程度を目安）確保すること。（詳細は、別添「行程モデル案」を参照のこと。）
- ・ 最終的な行程は、発注者と協議のうえ、決定すること。
- ・ 受託者による全行程の同行は不要だが、バイヤー来県の際は、発注者に確実に引き継ぐこと。
- ・ また、必須条件としないが、滞在日数のうち1日を、発注者が開催する「いわて食の大商談会 2026（6/16開催）」に参加する行程とする提案を優先的に評価するものとする。

「いわて食の大商談会 2026」の概要

日時：令和8年6月16日（火）10時30分～15時30分

会場：ホテルメトロポリタン盛岡NEW WING 4階メトロポリタンホール
（盛岡市盛岡駅前北通2-27）

出展者：（令和7年度の実績）県内の農産物、水産物、畜産物、麺類、菓子、酒類等の製造者等104者 ※ うち、海外への輸出を希望する者：42者

イ 上記バイヤー招へいに係る移動、宿泊4泊分（朝食付き、東京周辺1泊、県内3泊を想定）、昼食3回分、夕食2回分等の手配及び支払いを行うこと。（滞在日数を延ばして提案する場合はその費用を含む）。

具体的な内容は次のとおり

- ・ 移動とは、バイヤーの発着地から県内間の往復の移動に要する交通費という（県内移動は発注者が手配する車両を使用するため、計上不要）。

ウ また、以下の手配及び支払いを行うこと。

- ・ 米国バイヤーへの県産品のサンプルの購入費
- ・ 米国バイヤーの歓迎招宴（1回・8名を想定）
- ・ 米国バイヤーへの記念品の購入に係る経費
- ・ 米国バイヤーの県内滞在中のWiFi レンタル（1台）

エ 受託者は、訪問事業者に対し、市場の最新動向を説明する機会（オンラインセミナーの開催等）を設けること。

オ 受託者は、商談会後におけるバイヤーと訪問先事業者との商談・取引状況について、委託期間終了日まで可能な限り継続的なフォローアップを行い、商談成立状況、今後の展望及び課題等を整理のうえ、事業効果分析として下記（3）の事業実績報告書に反映させること。

（2） 自由提案

上記のほか、県内事業者の輸出に向けた準備支援（例：必要書類の整備、商談に向けた事前支援等）や、商談効果を高めるための取組等、実施効果を高めるための有効な方策等については、自由に提案できるものとし、提案内容は評価の対象とする。

なお、自由提案の実施に要する経費も含め、「企画コンペ実施要領」で定める委託料の上限額の範囲内とすること。

（3） 事業実績報告書等の作成

委託期間の満了日までに、本業務の実績をとりまとめ、以下のものを発注者に提出すること。

- ・ 事業実績報告書（紙媒体）2部
（印刷物等の成果物、実施の様子の写真等を添付すること。）
- ・ 事業実績報告書及び提案書記載の業務を実施したことがわかる（記録写真など）電子データ

5 契約に関する条件等

（1） 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面で報告し、発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

（2） 第三者の権利侵害の禁止

受託者は、本業務の履行に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。

また、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。

（3） 業務の履行に関する措置

発注者は、本業務（再委託した場合を含む）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要

求のあった日から 10 日以内に発注者に書面で通知しなければならない。

(4) 機密の保持

受託者（再委託により受託した者を含む。以下同じ。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、個人情報の保護等に関する条例（令和 4 年岩手県条例第 49 号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(6) 成果品の利用

本業務による成果品の著作権は発注者に帰属するものとするほか、発注者は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。また、関係機関への提供など、二次的な利用も可能なように対応すること。

(7) 財産取得の制限

本業務の委託費によって、備品等（性質又は形状を変えずに比較的長期（概ね 1 年以上）にわたり通常の使用に耐えると認められる物で、特に指定するものを除き、その取得価格又は評価額が 5 万円以上の物）の財産を取得することは原則として認めない。

(8) 留意事項

ア 受託者は、委託業務に係る企画立案、進捗状況等について、発注者の求めに応じて適宜打合せを行うこと。

イ 受託者は、委託業務の実施に当たり疑義が生じたときは、その都度県と協議すること。

ウ 受託者は、第三者が権利を有する著作物を使用するときは、原作者等の著作権及び肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うこと。

エ 受託者は、成果物に関する一切の著作権に関する権利（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）を発注者に無償で譲渡することとし、発注者の行為について著作者人格権を行使しないこと。

オ 受託者は、発注者が成果物を契約期間内に活用する場合及び同期間内に発注者が認めた上で二次利用する場合に、肖像権等による新たな費用が発生しないよう措置すること。

カ その他定めのない事項については、その都度発注者と協議の上、処理するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

(個人情報の持出しの禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(保有の制限)

第6 受注者は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。

(2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項

(資料の返還等)

第 10 受注者は、業務を処理するために、(※①発注者から引き渡された、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した②発注者から引き渡された③受注者自ら取得し、又は作成した) 個人情報が記録された資料は、業務完了後(※使用する必要がなくなった場合は、)直ちに(※①発注者に返還し、又は引き渡す②発注者に返還する③速やかに、かつ、確実に廃棄する)ものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(個人情報の運搬)

第 11 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する(※必要がある)ときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第 12 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、受注者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の方法及び方法について具体的に定めなければならない。

5 受注者は、再委託先に業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第 13 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示、報告等)

第 14 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第 15 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(※①仮名加工情報②行政機関等匿名加工情報③匿名加工情報)の安全管理措置)

第 16 第 1 から第 5 まで及び第 7 から第 15 までの規定は、(※①個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)第 73 条第 1 項に規定する仮名加工情報②個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)第 121 条第 1 項に規定する行政機関等匿名加工情報③個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)第 123 条第 1 項に規定する匿名加工情報)を取り扱う事務又は事業の委託について準用する。

(仮名加工情報の識別行為の禁止)

第 17 受注者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第 41 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

（仮名加工情報の本人への連絡等の禁止）

第 18 受注者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、本人に対して、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

（行政機関等匿名加工情報の識別行為の禁止）

第 19 受注者は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

（匿名加工情報の識別行為の禁止）

第 20 受注者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第 43 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。